

第16回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成20年6月25日(水)午後3時～
ところ 長野市ふれあい福祉センター5階ホール

質疑応答・意見交換

- ・ 住民自治協議会の判断によって事業を選んで実施するとなると地域格差が生じるのではないかと。
→ 格差と捉えるよりは、地域の特性、個性が活かせるようになると捉えて欲しい。
都市内分権の考え方として、地区で事業を選択していく権利を持つことは、市から地区への権限の移譲であり、22年度から廃止される団体等に交付されていた補助金を住民自治協議会へ一括交付することは、市から地区への財源の移譲にあたる。これらを合わせて行うことで本当に必要な事業を選択して実施していただけるものと考えている。
- ・ 地区では、選んで実施する事務(選択事務)をやりたいが、人材が揃わないので実施できないといった場合には市としてどんなホローをするのか。行政の補完体制はどのようになるのか。
→ 現状において人材が揃わずできないという問題は、都市内分権という新しい仕組みを進めることに関わらず起こる問題である。住民自治協議会においては、支所長が地区支援担当職員という位置付けで様々な相談、助言等をしているが、地区での個別の支援については、各担当課も含めて引き続き支援していきたい。
- ・ 市から依頼する事務(必須事務)が22あるがこれは、今後増えていくのか。
→ 基本的には増やさない方向でやっていきたい。
- ・ 放課後子どもプランの運営を住民自治協議会が行うのか。
→ 放課後子どもプランについては、今、既存の実施主体が、今後、継承していくことになると思う。その中の運営委員会の運営委員の内申については、市から依頼する事務(必須事務)として住民自治協議会にお願いしていく。
- ・ 支所の体制も含めて支援策をどのように考えているか。
→ 都市内分権を進めていくには、当面は、住民自治協議会の事務局を担うなど支援が必要である。今後、支所や支所長が具体的にどのような権限を持つべきかといったことも考えていく必要がある。
- ・ 市立公民館の位置付けと指定管理制度の関わりについて
→ 住民自治協議会が、自主的に公民館を管理・運営したいと手を挙げてもらいたい、住民自治協議会が地域振興や生涯学習関係など公民館が担っているものを十分担保できるものであるかどうかを考えながら進めていく。
- ・ 選んで実施する事務(選択事務)というが、ほとんどやらなければいけないものではないか。
→ 必ずしも市から依頼する事務(必須事務)が、選んで実施する事務(選択事務)より政策的に重要というものではない。選んで実施する事務(選択事務)は、内容的には濃淡があり、地域が選んで実施することによって市からのやらされ感が軽減されると思う。

- ・ 選んで実施する事務（選択事務）と言っても市からの依頼は続くのか。
→ 選んで実施する事務（選択事務）は、市から依頼していく事務（必須事務）とは取り扱いが違
う。実施する場合にはどのような方法で行うのかをマニュアル等で示していく。その後の支援策
は、地区毎で個別に協議することになると思う。

地区代表者会議へ説明していくうえでの要望・意見

- ・ 特に選んで実施する事務（選択事務）の説明が難しいと思うので「やらされ感の軽減を主眼と
したもの」である点を誤解されないように説明してほしい。
- ・ 市から依頼する事務（必須事務）と選んで実施する事務(選択事務)とは、聞く側の受け取りよ
うによっては、全く同じもののように感じる恐れがあるので用語の整理や、個別事例を挙げて説
明してほしい。